

審 査 基 準

平成30年 3 月 1 日作成

法 令 名：技能検定員審査等に関する規則
根 拠 条 項：第8条第1項
処 分 の 概 要：技能検定員資格者証の再交付
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：判断基準は、法令に定めるところによる。
標 準 処 理 期 間：1 週
申 請 先：交通部運転免許試験課教習所係
問 合 せ 先：交通部運転免許試験課教習所係（電話075-631-5181 内線452）
備 考：